

業務管理体制整備の手引き

《障害者総合支援法・児童福祉法》

令和4年4月1日
足立区福祉部障がい福祉課
障がい施策推進担当

1 業務管理体制の概要

平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び、指定障害児相談支援事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられました。

業務管理体制の整備は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかを指し、具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、法令遵守規定の整備、外部監査等による業務執行の状況の監査が行われていることが必要とされています。事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所等の数に応じ、定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届け出ることとされました。

2 業務管理体制の届出が義務づけられている事業者（法人）と根拠条文

1 障害者総合支援法に基づくもの

①指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助

【根拠条文】障害者総合支援法第51条の2

②指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【根拠条文】障害者総合支援法第51条の31

2 児童福祉法に基づくもの

①指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

【根拠条文】児童福祉法第21条の5の26

②指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

【根拠条文】児童福祉法第24条の19の2

③指定障害児相談支援事業

障害児相談支援事業

【根拠条文】児童福祉法第24条の38

3 事業者（法人）が整備する業務管理体制

業務管理体制の内容			業務執行の状況の監査 ^{※4} を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規定（法令遵守規程 ^{※3} ）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規定（法令遵守規程 ^{※3} ）の整備
	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者 ^{※2} ）の選任	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者 ^{※2} ）の選任	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者 ^{※2} ）の選任
事業所等の数 ※1	20未満	20以上100未満	100以上

※1 事業所等の数 指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数え、事業所番号が同一でもサービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数える。例）同一事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は2事業所

※2 法令遵守責任者 何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者総合支援法、児童福祉法、各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定している。法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任する必要がある。代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない。

※3 法令遵守規程 法や法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、日常の業務運営にあたり法や法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した者等、事業者の実態に即したもので良い。

※4 業務執行状況の監査 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事や監査役が法や法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合は、その監査をもって障害者総合支援法、児童福祉法の業務執行状況の監査とすることができる。この監査は事業者の監査部門等による内部監査や監査法人等による外部監査のどちらの方法でも良い。定期的な監査とは、かならずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではないが、事業所ごとの事故点検等と定期的な監査とを組み合わせる等、効率的、効果的に行うことが望まれる。

4 届出の内容と届出先

1 届出の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	事業所等の主たる事業所の所在地
	事業所等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え法令遵守規定の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え業務執行の状況の監査の方法の概要

2 届出先

区分	提出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市区町村（足立区）
全ての事業所が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市 [※]
全ての事業者（指定障害児入所施設を除く）が同一中核市内に所在する事業者	中核市
上記以外の事業者	都道府県

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む

5 足立区への届出方法

1 提出物

- ・業務管理体制に関する届出書（様式第9号）
- ・法令遵守規定の概要
必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規定の全体像がわかる既存のもの。法令遵守規定の全文を添付しても差し支えありません。
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要
事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるもの。

2 提出方法・提出先

郵送又は持ち込みにて、足立区 障がい福祉課 障がい施策推進担当へご提出ください。